

## 地域密着型サービス事業者・居宅介護支援事業者の指定申請等に係る手数料について

秦野市では、指定地域密着型（介護予防）サービス事業者・居宅介護支援事業者の、新規指定申請及び指定更新申請の審査について、地方自治法第227条に基づき、応益負担の観点から、手数料を徴収することとしました。

### 1 徴収開始時期

平成25年4月1日以降の受理分から

### 2 審査手数料の額

事業の種類	新規指定申請	指定更新申請
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 居宅介護支援	20,000円	10,000円
地域密着型通所介護(H28.4.1～) 療養通所介護(H28.4.1～) 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 看護小規模多機能型居宅介護	30,000円	10,000円
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	45,000円	25,000円
介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	15,000円	10,000円

### 3 納付方法等について

- 申請後に納付書をお渡ししますので、納付期限日までに金融機関でお支払いいただきます。また、複数のサービスを同時に申請した場合でも、1サービスごとに納付していただきます。
- この手数料は、審査のための手数料であるため、審査の結果、新規指定あるいは指定更新ができない場合でも、手数料は返還しません。